

官乙

一二

昭和
二十

四八

三

四

通
九
株

内閣書記官

了



内閣事務官



昭和

二十

年四月九日

案(一)

内閣書記官長

法制局長官

賞勳局總裁

逓信院次長

戦災復興院次長

戦争調査會事務局長官

宛(各通)

天皇皇后皇太后三陛下並皇太子殿下御寫眞ノ取扱ニ
関シ別紙、通宮内次官ヨリ申越有之候條可然御配意
相成度及移牒候

案(二)

昭和五

年四月九日

内閣官房總務課長

内閣官房人事會計各課長

内閣官房

内閣審議室

内閣事務官

内閣恩給統計各局長

内閣總理大臣祕書官

國務大臣祕書官

宛(各通)

案(一) = 同ジ

(但シ末尾ヲ「依命及移牒候」トス)

六六

昭和二十一年四月五日

宮内次官大益次郎

内閣書記官長 橋橋 渡殿



天皇 皇后 皇太后 三陛下 皇太子殿下 御寫眞、取
扱ニ関シテハ 爾今 別紙要綱ニ依ルコト、相成候條 御
諒知 相成度 貴廳所管 各關係ノ向ニ 各々 通牒
相成度候

追テ 新ラシキ 御寫眞、下賜ニ付テハ 別途 通
牒致スベクモ 相當期間有之モ、ト 御承知 相成度

宮内省

御寫眞取扱要綱

天皇陛下、御寫眞ハ國民ガ日本國ノ元首、國民大家
族、慈父トシテ深キ敬愛ノ念ヲ以テ仰ギ奉ルベキモトス

一、御寫眞ニ對スル拜禮ハ之ヲ強ヒサルコト

二、御寫眞ノ奉掲

官衙、學校其ノ他ニ於テ御寫眞ヲ奉掲スル場合ニ於テハ
日常御姿ヲ仰グニ適當ナル場所ニ奉掲スルモトシ帷幄
ヲ垂ルル等ノ設備ヲ要セズ唯ダ其ノ場所ヲ清淨ナラシム
ルコトニ心懸クベク奉安殿、奉安庫等ニ平常奉納スル
ガ如キコトハ之ヲ避クルコト

三、御寫眞ノ大サハ奉掲スル場所ニ應ジ自由ニ選擇シ得ベク
必要ニヨリ數種ノ御寫眞ヲ併セテ奉掲シ得ルハ勿論他ノ

一般、肖像写真等ト共ニ奉掲スルモ妨ゲナシ
三、御写真、下賜

(イ)官衙、學校其、他團體及個人ニシテ御写真、奉戴ヲ希
望スル向ハ其、下賜ヲ宮内省ニ願出ツルコトヲ得

(ロ)宮内省ヨリ下賜セラルベキ御写真、種類及型ハ特定セラル
四、御写真、頒布

下賜以外、御写真ニシテ宮内省ガ原版ヲ有スルモノニ付希望
アルトキハ左、條項ニ依リ其、希望ニ應ズ

(イ)當該御写真、複製(印画、印刷)ハ宮内省、許可ヲ得テ
之ヲ發賣頒布スルコトヲ得

(ロ)當該御写真、複製(印画、印刷)ヲ發賣頒布セントスル者
ハ宮内省ニ該御写真、貸下ヲ願出ツルモノトス

(ハ)頒布發賣スヘキ御写真、様式形状等ハ宮内省、承認ヲ得

ルコト

五、皇后陛下、皇太后陛下、皇太子殿下、御写真取扱ニ
付テモ右ニ準スルコト